

研修規程

文書名	研修規程
管理番号	C 0 4 - 0 5
承認日	2018年3月11日

（目的）

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）の認証に関する業務における研修の手順を明らかにすることである。

（責任）

第2条 会長は認証に関する業務を行う者（検査員、判定員、判定委員及び認証の事務を行う者）に対する研修を毎年度1回以上実施する。

（研修の実施）

第3条 会長は毎年度1回以上行う研修のほか、法令・規格・基準等が変更になったときは適宜すみやかに周知させる。当該変更にとまなう研修は毎年度1回以上行う研修にあわせて行うことができる。

- 2 会長は外部の機関が実施する研修に参加させることができる。
- 3 会長は外部の機関が開催する研修プログラムを本会が指定する研修とすることができる。
- 4 本会の開催する研修に参加することのできない者は外部の機関が実施する研修に参加することをもって替えることができる。当該者は係る研修の記録を提出しなければならない。

（研修の内容）

第4条 会長は認証に関する業務を行う者に以下の事項を含んだ内容について研修させる。

- （1）J A S 法（施行令、施行規則、通達等を含む）、関連法規
- （2）本会の認証業務規程（内部規程を含む）
- （3）認証の対象となる農林物資に関する審査・判定の方法
- （4）認証の対象となる農林物資に関する審査・判定に用いる文書
- （5）認証対象の農林物資の生産・製造に関する知識

（研修の記録）

第5条 会長は研修履歴を記録し管理する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか研修に関して必要な事項は会長が別に定める。

（附則）

1. この規程は2010年3月1日から適用する
2. 2012年6月30日改定
3. 2014年1月6日改定
4. 2017年1月31日改定
5. 2018年3月11日改定、2018年4月1日より発効